

住居確保給付金のご案内

離職等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

四街道市に
住民票がある
方が対象です



家主さんに直接家賃をお支払い！



対象となる方

- ① 離職・廃業した日から2年以内の方
- ② 自己の責によらない休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

支給要件(求職活動)

- a. 離職・廃業・収入が減少している方 は、求職活動が必要です
- b. 自営業・個人事業主の方は、経営相談が必要です

【主な給付要件チェックリスト】

項目					チェック欄
◆ 離職・廃業をした日から2年以内、または自己の責によらない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？					<input type="checkbox"/>
◆ 資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？					<input type="checkbox"/>
世帯人数	1人	2人	3人	4人	
基準額(a)	81,000円	123,000円	157,000円	194,000円	
家賃額(b)	実際の家賃額 (上限41,000円)	実際の家賃額 (上限49,000円)	実際の家賃額 (上限53,000円)	実際の家賃額 (上限53,000円)	
収入基準額(a+b)	81,000円 +家賃額(上限41,000円)	123,000円 +家賃額(上限49,000円)	157,000円 +家賃額(上限53,000円)	194,000円 +家賃額(上限53,000円)	
資産(a×6)	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円	
補助家賃額 (住宅扶助額)	上限 41,000円	上限 49,000円	上限 53,000円	上限 53,000円	
◆ 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？					<input type="checkbox"/>

すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、下記の自立相談支援機関にご相談ください。

くらしサポートセンター「みらい」
四街道市社会福祉協議会
四街道市鹿渡無番地(総合福祉センター3階)
TEL: 043-421-3003

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

③

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での
経営相談

自立に向けた
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。